

令和6年5月人権コラム



今回は「差別的表現」についてのお話をします。

先日、人権政策課にてこんなお問い合わせ相談がありました。

「“耳にする“は差別発言に当たるのでしょうか？」

相談者の方が職場でそのような表現を使ったところ、他の方から聴覚が不自由な方に対する配慮に欠けた、差別的な表現に当たるのではないかと、との指摘を受けたそうです。

このご相談はなかなか衝撃的でした。“耳にする”が差別的な表現になる等と今まで考えたことがなかったからです。

勿論、特定の誰かを揶揄するような差別的表現というのは存在しますし、それらを何も考えず用いることは好ましくありません。

ですがこの考えに基づけば、“手が早い”“目が冴える”等、身体部位を用いた表現はすべて差別的表現に当たることになり、人前で用いることは望ましくないこととなります。果たして本当にそうなのでしょうか？

言葉というのは当然ですが、発した人、受け取る人、そして TPO によってもその意味を変えてしまいます。

例えば、“やばい”という言葉は良い意味でも悪い意味でも「すごい」ことを表すものです。発する側からすれば便利な言葉ですが、たまにどちらの意味かわからなくなってしまう時もあります。

また、「頑張れ」といった単なる励ましの言葉でも、言われた時に余裕がなければ逆に負担を感じてしまうこともあるかもしれません。

つまり、受け取り方次第で、発した言葉が人を傷つける可能性もあると言えるのではないのでしょうか。



先ほどのご相談に話を戻すと、“耳にする“は直ちに差別的な表現となるわけではありませんが、例えば聴覚が不自由な方には伝わりづらく、ともすれば不快に思われる場合もあるかもしれません。そういった懸念が出たのであれば、少なくともその職場ではこの言い回しを避けておいたほうがよいでしょう。

言葉の受け取り方は発したものが決められるわけではありません。相手を見て、その時々で適切な表現を模索するのが正しいコミュニケーションのありかたと言えるでしょう。

使う言葉が差別的表現だ、そうではないと決めつけるのではなく、自分が今、どんな相手と会話しているのかを意識してみることが、配慮への第一歩といえるのではないのでしょうか。

